



熊本県公報

第 1 2 3 9 3 号

平成 27 年 2 月 17 日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 1
- 道路の区域変更…………… (//) 1
- 道路の供用開始…………… (//) 2
- 予算の専決処分…………… (財政課) 2
- 救急医療機関に関する認定…………… (医療政策課) 4

公 告

- 県営土地改良事業計画の変更…………… (農村計画課) 4
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 4
- 道路の位置指定…………… (//) 4
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 4
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 5
- 荒尾都市計画下水道の変更(荒尾市決定)…………… (都市計画課) 5

登 載 依 頼

- 平成 2 6 年度上益城地域保健医療推進協議会の開催…………… (上益城地域保健医療推進協議会) 5
- 平成 2 6 年度八代地域保健医療推進協議会の開催…………… (八代地域保健医療推進協議会) 6
- 地方公営企業等の労働関係に関する法律第 5 条第 2 項の規定に基づく労働組合法第 2 条第 1 号に規定する者の範囲…………… (労働委員会) 6

告 示

熊本県告示第 1 3 9 号

道路法(昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号)第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 7 年 2 月 1 7 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 7 年 2 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	別府一の宮線	阿蘇市一の宮町三野字大田 1 5 7 番 1 5 地先から 同所 1 5 7 番 7 地先まで	前	9.7 ～ 15.4	353.5	防交安 (仮設 道路の 設置)
			後	11.1 ～ 33.6		

2 区域を変更する期日 平成 2 7 年 2 月 1 7 日

熊本県告示第 1 4 0 号

道路法(昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号)第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 7 年 2 月 1 7 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 7 年 2 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	445号	上益城郡御船町辺田見 858番1地先から 同所 947番2地先まで	前	9.4 ～ 12.6	113.0	防交 安 交 安 全
			後	9.6 ～ 14.0		

2 区域を変更する期日 平成27年2月17日

熊本県告示第141号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年2月17日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年2月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	二重峠菊池線	菊池市下河原字松島 5495番1地先から 菊池市下河原字中園鶴 200番1地先まで	213.8	防交 安 改 築

2 供用を開始する期日 平成27年2月17日

熊本県告示第142号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により平成27年2月9日付けで専決した平成26年度熊本県一般会計補正予算（第8号）の要領は、次のとおりである。

平成27年2月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

専第 50 号

平成26年度熊本県一般会計補正予算（第8号）

平成26年度熊本県の一般会計の補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45,244千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ745,721,548千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

平成27年2月9日専決

熊本県知事 蒲島郁夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰 入 金		57,226,534	43,244	57,269,778
	1 基金繰入金	56,552,106	43,244	56,595,350
2 諸 収 入		35,033,920	2,000	35,035,920
	1 受託事業入	1,260,502	2,000	1,262,502
歳 入 合 計		745,676,304	45,244	745,721,548

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 農 水 産 業 林 費		64,995,480	29,244	65,024,724
	1 農 業 費	19,655,461	29,244	19,684,705
2 土 木 費		83,767,398	16,000	83,783,398
	1 道橋りょう路費	37,478,179	14,000	37,492,179
	2 河川海岸費	29,757,430	2,000	29,759,430
歳 出 合 計		745,676,304	45,244	745,721,548

第2表 繰越明許費補正 変 更			
款	項	金 額	
		補 正 前	補 正 後
1 農 林 水 産 業 費		千円 782,000	千円 811,244
	1 農 業 費	782,000	811,244
合	計	782,000	811,244

熊本県告示第143号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により次のとおり救急病院として認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成27年2月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名 称	所 在 地	認 定 期 間
国民健康保険天草市立新和病院	天草市新和町小宮地763番地3	平成27年2月9日から平成30年2月8日まで

公 告

熊本県公告第98号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営上益城中央2期地区（中横田工区）土地改良事業（農業用道路）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成27年2月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 縦覧に供する書類の名称
変更後の上益城中央2期地区（中横田工区）土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
- 縦覧期間
平成27年2月18日から平成27年3月17日まで
- 縦覧場所
甲佐町役場

熊本県公告第99号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成27年2月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
玉名市築地字久保田234番1、同234番3、同234番4、同235番1、同235番2、同235番3、同235番4、同236番、同237番1及び同237番3
4,344.69平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
玉名市築地1165番地
田添 弘之

熊本県公告第100号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成27年2月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 荒尾市大島103番地の2
- 2 築造者の氏名 有限会社日新商会
- 3 道路の位置 荒尾市荒尾字西貞尾2755番1、同2755番34、同2757番3の一部、同2768番2及び里道の一部
- 4 道路の幅員 4.00メートルから4.25メートルまで
- 5 道路の延長 40.70メートル
- 6 指定年月日 平成26年11月27日
- 7 指定番号 熊本県指令玉名景建第52号

熊本県公告第101号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成27年2月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡大津町大字室字三郎松1676番の一部、同1682番1、同1683番、同1686番、同1687番、同1688番2、同1689番2の一部、同1690番、同1691番、同1692番1、同1693番、同1694番、同1695番1、同1696番1及び里道の一部
23, 440.00平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
菊池郡大津町大林1380番地1
有限会社金銀土地

熊本県公告第102号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成27年2月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市幾久富字亀甲1392番1及び1393番1
1, 621.20平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市北区清水岩倉二丁目2番10号
城山ハウジング有限会社

熊本県公告第103号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により荒尾市から荒尾都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成27年2月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登載依頼**上益城地域保健医療推進協議会公告1号**

平成26年度上益城地域保健医療推進協議会の会議を、次のとおり開催する。

平成27年2月17日

上益城地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時
平成27年2月26日（木）
午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所
上益城郡御船町辺田見396-1

- 上益城地域振興局3階 大会議室
- 3 議題
 - (1) 会長・副会長の改選
 - (2) 報告事項
平成26年度上益城地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の報告
 - (3) 協議事項
 - ①第6次上益城地域保健医療計画の進捗状況及び重点施策について
 - ②地域医療構想の策定について
 - ③その他
 - 4 傍聴者の定員
10人
 - 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ事務局の指示に従い、会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
 - 6 問い合わせ先
熊本県上益城郡御船町辺田見400番地
上益城地域保健医療推進協議会事務局（熊本県御船保健所総務企画課）
（電話096-282-0016）

八代地域保健医療推進協議会公告第1号

平成26年度八代地域保健医療推進協議会を次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。
平成27年2月17日

八代地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時
平成27年3月20日（金）午後2時から午後4時まで
- 2 開催場所
熊本県八代市西片町1660番地
熊本県南広域本部 5階 大会議室（八代総合庁舎5階）
- 3 議題
 - (1) 八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の報告について
 - (2) 第6次八代地域保健医療計画の本年度の取組みについて
 - (3) 地域医療構想策定について
 - (4) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、会場において受付のうえ、事務局の許可を得たうえで、会場に入ることができます。
 - (2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問い合わせ先
熊本県八代市西片町1660番地
八代地域保健医療推進協議会事務局
（熊本県八代保健所総務企画課）
（電話0965-33-3197）

熊本県労働委員会告示第2号

当委員会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定に基づき、同法第3条第4号の職員が結成し、又は加入する労働組合について、当該職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を、平成27年2月5日に認定したので、次のとおり告示する。
平成27年2月17日

熊本県労働委員会 会長 原村 憲司

荒尾市民病院の職員が結成し、又は加入する荒尾市民病院職員労働組合については、当該病院の職員のうち次の表に掲げる者

勤務箇所	労働組合法第2条第1号に規定する者
荒尾市民病院	院長、副院長、統括診療部長、診療部長、副診療部長、各診療科におく部長、副部長及び医長、特殊センターの各センター長、特別診療チームの各チーム長、診療技術部長、診療技術部次長、薬剤科長、検査科技師長、放射線技術科技師長、リハビリテーション技術科技士長、臨床工学科科技士長、栄養科長、看護部長、看護部次長、看護師長、事務部長、事務部次長、クオリティマネージャー、課長、総務課課長補

佐、総務係長、総務係参事（人事担当に限る）、医療安全管理室長、
病床管理室長、病院建設準備室長、相談支援センター長、健康管理セ
ンター長